

官報

昭和四十五年四月二十四日

第六十三回 参議院會議録第十三号

昭和四十五年四月二十四日(金曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十三号

昭和四十五年四月二十四日

午前十時開議

- 第一 国家公務員等の任命に関する件
- 第二 地方道路公社法案(趣旨説明)
- 第三 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 第四 日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第五 日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第六 アジア統計研究所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第七 行政管理局設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第九 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一〇 沖縄住民の国政参加特別措置法案(衆議院提出)

第一一 地方財政法及び公営企業金融庫法の

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

同 地方行政委員

同 大蔵委員

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

沖繩及び北方問題 萩原幽香子君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題 松下 正寿君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

委員会に付託した。

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託

公害紛争処理法案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

林業種苗法案

建築基準法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 都市開発に伴う災害の実情を調査し、もって災害対策樹立に資する。

一、派遣委員

一、派遣地

大阪府

一、期間

四月二十七日 一日間

一、費用 概算 二七、〇〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和四十五年四月十五日

参議院議長 重宗 雄三殿

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十五年四月十五日

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十五年四月十五日

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十五年四月十五日

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十五年四月十五日

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十五年四月十五日

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十五年四月十五日

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十五年四月十五日

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十五年四月二十四日 参議院會議録第十三号 議長の報告

昭和四十五年度政府関係機関予算

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案
輸出保険法の一部を改正する法律案
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
物品税法の一部を改正する法律案等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
過疎地域対策緊急措置法案
同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、左の議案は内閣提出の交通安全対策基本法案可決の結果議決を要しないものとなつた旨の通知書を受領した。

交通安全基本法案(久保三郎君外四名提出)
同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
昭和四十五年度一般会計予算
昭和四十五年度特別会計予算
昭和四十五年度政府関係機関予算
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律
輸出保険法の一部を改正する法律
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律
過疎地域対策緊急措置法
地方税法の一部を改正する法律
日本開発銀行法の一部を改正する法律
造幣局特別会計法の一部を改正する法律
物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。
自治省行政局公務員部長 山本 明君
同日内閣総理大臣から議長宛、自治省行政局公務員部長山本明君(同日議長承認)を第六十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
同 青木 一男君
同 津島 文治君
同 今 春聰君
同 鈴木 強君
同 増田 盛君
同 長屋 茂君
同 玉置 猛夫君
同 加瀬 完君
同 初村瀧一郎君
同 剣木 亨弘君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 長屋 茂君
同 玉置 猛夫君
同 加瀬 完君
同 初村瀧一郎君
同 剣木 亨弘君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 長屋 茂君
同 玉置 猛夫君
同 加瀬 完君
同 初村瀧一郎君
同 剣木 亨弘君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 長屋 茂君
同 玉置 猛夫君
同 加瀬 完君
同 初村瀧一郎君
同 剣木 亨弘君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

許可した。

内閣委員
同 長屋 茂君
同 松下 正寿君
同 鬼丸 勝之君
同 大谷 賛雄君
同 宮崎 正雄君
同 萩原幽香子君
同 小笠原貞子君
同 須藤 五郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 宮崎 正雄君
同 萩原幽香子君
同 大谷 賛雄君
同 鬼丸 勝之君
同 長屋 茂君
同 松下 正寿君
同 須藤 五郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 宮崎 正雄君
同 萩原幽香子君
同 大谷 賛雄君
同 鬼丸 勝之君
同 長屋 茂君
同 松下 正寿君
同 須藤 五郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 宮崎 正雄君
同 萩原幽香子君
同 大谷 賛雄君
同 鬼丸 勝之君
同 長屋 茂君
同 松下 正寿君
同 須藤 五郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員
同 宮崎 正雄君
同 萩原幽香子君
同 大谷 賛雄君
同 鬼丸 勝之君
同 長屋 茂君
同 松下 正寿君
同 須藤 五郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員

外務委員
同 西村 関一君
同 龜田 得治君
同 白木義一郎君
同 鬼丸 勝之君
同 久保 等君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員
同 西村 関一君
同 龜田 得治君
同 白木義一郎君
同 鬼丸 勝之君
同 久保 等君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員
同 西村 関一君
同 龜田 得治君
同 白木義一郎君
同 鬼丸 勝之君
同 久保 等君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員
同 西村 関一君
同 龜田 得治君
同 白木義一郎君
同 鬼丸 勝之君
同 久保 等君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員
同 西村 関一君
同 龜田 得治君
同 白木義一郎君
同 鬼丸 勝之君
同 久保 等君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

た。

災害対策特別委員 須藤 五郎君
公害対策特別委員 河田 賢治君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 河田 賢治君
公害対策特別委員 須藤 五郎君
同日法務委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 亀田 得治君(亀田得治君の補欠)
同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。
沖繩住民の国政参加特別措置法案
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

全国新幹線鉄道整備法案(鈴木善幸君外十六名提出)
同日委員長から左の報告書が提出された。
日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件議決報告書
日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の締結について承認を求めるの件議決報告書
アジア統計研究所の設立及び運営のための援助に關する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書
行政管理局設置法の一部を改正する法律案可決報告書
国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に關する特別措置法案可決報告書
沖繩住民の国政参加特別措置法案可決報告書
地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書
同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議

会委員に任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

〔近く辞任予定の東畑精一の後任〕 榊原三代平
〔近く辞任予定の鈴木武雄の後任〕 土屋 清

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。
日程第一、国家公務員等の任命に關する件。
内閣から、中央社会保険医療協議会委員に榊原三代平君、土屋清君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。
内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、これに同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、地方道路公社法案(趣旨説明)。
本案について、国会法第五十六條の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。根本建設大臣。
〔國務大臣根本龍太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(根本龍太郎君) 地方道路公社法案について、その趣旨を御説明申し上げます。
政府におきましては、従来から道路整備事業の一環として道路整備特別措置法に基づく有料道路の整備を推進してまいりましたが、自動車交通量の伸びに對する道路の整備はなお著しい立ちおくれを示しております。国土の総合的な開発と産業経済の発展のためには、一般道路とあわせて有料道路についても、さらに強力にその整備を推進する

る必要に迫られている次第であります。
従来、この種の有料道路事業につきましては、道路管理者のほか、日本道路公団、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の三公団をしてこれを推進せしめてまいつたところであります。が、今回新たに地方公共団体が出資し、設立する地方道路公社を事業主体としてこれに加える道を開き、政府資金及び地方公共団体の資金のほか、積極的に民間資金を導入、活用することにより、地方的な幹線道路のうち有料道路事業として適当なものについて、その建設及び管理を行なわせ、もつて、これらの道路の飛躍的な整備をはかることといたしたものであります。

この法律案は、この地方道路公社設立の目的及びその組織、業務、財務及び監督等について、所要の規定を設けようとするものであります。以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。が、次にその要旨を御説明申し上げます。
まず第一に、地方道路公社の行なう業務であります。が、道路整備特別措置法に基づく有料の一般国道、都道府県道及び市町村道の建設及び管理を行なうことを主たる業務とし、あわせてこれに伴う附帯業務を行なわせようとするものであります。

第二に、この地方道路公社は、その目的、業務の性格にかんがみ、都道府県または人口五十万以上の大都市が建設大臣の認可を受けて設立する特別法人といたしております。
また、必要に応じて、二以上の都道府県または大都市が共同して設立することも認めることとしております。
第三に、地方道路公社の財務及び会計であります。が、地方道路公社の予算、資金計画、事業計画等につきましては、都道府県知事または市長の承認を受けることを要するものとしております。なお、地方道路公社を設立した地方公共団体は、地方道路公社の債務について保証契約をする

ことができることとしております。
第四に、この地方道路公社は、事業の公益性を確保し、経営の健全化をはかるため、建設大臣と都道府県知事または市長が監督することとしております。
以上が地方道路公社法案の趣旨でございます。

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。発言を許します。松本英一君。
〔松本英一君登壇、拍手〕
○松本英一君 私は社会党を代表して、ただいま提案されました地方道路公社法案について質問をいたします。政府の道路政策及び有料道路の一環として建設を予定されております本州四国連絡架橋について、この際、佐藤総理をはじめ関係各大臣の明快な御答弁を求めるものであります。
わが国は、昭和三十年代の後半から始まった高度成長経済の過程において、都市への人口、産業の集中は著しく、都市の過大化の防止と地域格差の是正はきわめて重要な政策課題であつたのであります。そのための戦略手段として、新産業都市、工業整備特別地域の建設による拠点開発方式がとられたのであります。

しかしながら、大都市を中心とする産業経済の発展は著しく、過密拡散現象へと進み、かつ農山漁村地域の過疎現象は一そう深刻となつてきたのが現状であります。なかんずく道路整備の立ちおくれは、産業活動ばかりではなく、国民生活を阻害する大きな原因となつております。道路のよしあしはその国の社会、経済、文化のパロメーターであるといわれております。政府は、昨年五月、全国総合開発計画を閣議決定し、かかる現象を基本的に解決するため、国土利用の抜本的な再編成をはかることを目標としておりますが、将来のわが国の経済、社会を展望し、国民生活と密接な道路整備のビジョンはいかにあるべきか、その具体

昭和三十五年四月二十四日 参議院會議録第十三号 議長長の報告 會議 国家公務員等の任命に關する件 地方道路公社法案(趣旨説明)

昭和四十五年四月二十四日 参議院會議録第十三号 地方道路公社法案(趣旨説明)

的な方策について、まず佐藤総理の御見解をお伺いいたします。

第二は、有料道路事業は、昭和三十一年の道路整備特別措置法の制定により、一般道路事業の財源を補充するものとして始められたものであり、現在では有料道路の供用延長は千九百キロに及んでおります。公社法案は、一般公共道路に対する民間資金の導入をはかり、地方的な幹線道路を有料道路として整備しようとするものであります。地方生活圏的な公共道路は無料公開が原則であり、このことは、従来の道路政策を大きく転換するものと懸念を抱かざるを得ないのであります。政府は、公社の有料道路についてどのような方策を持っておられるか、佐藤総理並びに建設大臣の御答弁を求めらるものであります。

第三に、政府は、本年度を初年度とする十兆三千五百億円の第六次道路整備五カ年計画を閣議了解とし、このための改正法律案を提出されておるのであります。その財源措置については、来年度の予算編成期までにきめるというきわめて無責任な態度で計画を持とうとしておられるのであります。法律を改正しようとするからには、具体的に明確な財源措置を講じて提出されることが政府の責任であり、国会軽視の舉手と言っても決して過言ではないと思ふのであります。何ゆえに財源措置がとられないで第五次の計画を三カ年で打ち切らなければならないのでしようか。今回の公社による有料道路並びに本州四国連絡架橋の建設資金等、従来の高速道路の建設をはじめ、大規模なプロジェクトを含む第六次道路整備五カ年計画に対して、単に民間資金の導入をはかるという抽象的な表現にとどまらず、具体的にいかなる方法でその財源を調達されようと考えておられるか、佐藤総理並びに大蔵大臣の御見解を求めらるものであります。

また、地方公共団体は、一般道路の整備と相まって、特定な公社、公社による有料道路の建設にあたって、現在の地方財政力で多様化する道路

整備の財政支出に耐え得ると自治大臣は考えておられますか、明確な御答弁を求めらるものであります。

第四に、本州四国架橋問題は十数年前からエスカレートし、明石一鳴門ルート、児島一坂出、尾道一今治の各ルートに關係する地元の人々は、朝野をあつての誘致陳情合戦が展開されたことになって、三つとも政治運動となったのであります。昭和三十年に国鉄が淡路ルートの調査に着手して十五年、建設省が架橋調査に着手して十二年、この間六十億圓をこえる膨大な調査費が投入されてまいりました。歴代の閣僚各大臣の放言、食言は枚挙にいとまがありません。調査の結果を待つて路線を決定すると繰り返して言明したにもかかわらず、着工順位の決定については、きわめてダブりな問題としてあまい態度に終始してまいりました。しかしながら、坪川前建設大臣は、技術的、経済的な調査も終わり、事務当局の調整を待つて、四十四年七月をタイム・リミットに、関係閣僚協議会で順位をきめると胸を張つて言明されたのであります。だが、結果はどうでしょう。第六十一回国会のときまで、七月決定を見送つた政府は、的を失つて、十月ごろだとか、佐藤総理訪米後とか、衆議院議員選挙後とか言われる一方、自民党首脳部から三ルート同時着工の案が飛び出すに至つたのであります。そうして、昭和四十五年の予算編成期においても、この坪川建設大臣の言明はどこにかすれてしまい、今回の特殊法人を設置して、なお、引き続き新公団で実施計画のための技術調査を行なうという、全く振り出しに戻る態度となつておるのであります。変転する政府の方針は、当然、地元民に不安と焦燥を与え、激烈な陳情とどう仕合いを助長する結果となるのであります。関係地方公共団体では、すでに今日まで十億圓をこえる調査運動費を投じていることは、世人のひとしく認めておるところであります。佐藤総理は、かかる陳情合戦をどのようにに解釈されておられるのか、総理自身が苦々

しく思つておられようと、指導性を欠いた態度についてどう反省をされておられるのか。さらに関係閣僚の無責任な発言の数々について、地元民に対する責任をどのように考えておられるのか。佐藤総理の政治姿勢についてお伺いをいたすものであります。

次に、工費及び構造から見る道路鉄道併用橋とすることの当否についてであります。現在、明石一鳴門、児島一坂出の両ルートについては鉄道併用橋にきまつたかのように報ぜられ、既定の事実のように取り扱われております。政府は、この両ルートに対して鉄道併用橋と決定したのであります。しかし、ならば、決定した所管はどこであるのか、佐藤総理並びに運輸大臣の所見をお伺いいたします。

今日、世界の千メートルをこえる長大つり橋で鉄道を併用している実例はありません。アメリカのゴールデンゲート橋、ニューヨークのブルックリン橋、サンフランシスコのオークランドベイ橋、リスボンのサラザール橋は、現在いずれも併用橋として計画検討されたが、中止、あるいは架設した後、軌道の撤去、あるいは道路橋のみ開通し、将来補強して鉄道を追加する計画のものばかりであります。さらに、明石一鳴門が道路橋であるときの水深と根入れ深度は八十五メートルであり、併用橋の場合は九十三メートルになるのであります。深ければ深い水底での人体に及ぼす水圧による潜水作業の困難と発病の危険は当然考えられなければなりません。また、工費対効果比の点についての道路橋に対する併用橋の工事費増もしかりであります。ことに道路をふちどりしての地覆、この高さに対する風の影響は、道路橋ならば地覆についての通風を研究すれば可能であろうが、併用橋の場合は五メートル六十の側壁に与える水平あるいは傾角による風圧は、不安安全かつ恐怖の一言に尽きるところであります。このように、世界の長大橋の計画倒れ、あるいは工費、あるいは安全度の見地に立てば、

三ルートとも道路橋とされるならば、同時着工は不可能ではないと考えられるが当然として架橋の促進をはかれる御意思はあります。総理大臣、運輸大臣、大蔵大臣の所見をお伺いいたします。

その次に、橋梁技術者の問題であります。特にこの大規模なプロジェクトに対して、高度な土木橋梁技術のみならず、特殊構造を数多く持つてゐるのであります。あらゆる面にわたつて民間の技術者の協力を得て担当せしめることが最良の策であると考えております。技術者不足の現在、新設公団でどのような技術者をもつて充足し、建設に当たらせようとするのか、建設大臣及び運輸大臣のお考えを伺いたすのであります。

最後に、故人となられた河野一郎氏が、建設大臣在任中、勇断をもつて、昭和三十八年四月着工の三重県亀山より奈良県天理に至る七十キロメートルの道路を九百九十日間で完成をされました。両県の人々は、その偉業をしのんで、この道路を千日道路と唱えております。このことは行政の責任者として高く評価される事柄であります。本州四国連絡架橋に關係する四国四百万人、中国側三県八百万人の十五年に及ぶ長い年月の悲願をかなへ、西日本経済圏の発展と繁栄につながる三ルート同時着工の決断を佐藤総理に心から期待し、関係各大臣の明確な御答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮作君) 松本君にお答えいたします。

新全国総合開発計画におきまして、積極的に道路の整備を進めることとしております。具体的には、札幌―東京―福岡、これを結ぶルートを主軸とし、全国の地方中核都市を連絡する新しいネットワークを形成することとしております。また、この地方中核都市を中心として広域生活圏を設定し、圏域内の生活環境施設の整備にも力を注いでまいりたいと、かように考えております。これが

私どもの基本的態度であります。

最近の道路整備の進捗は目ざましいものがあります。なお、現在道路整備に対する国民の要望はきわめて熾烈であります。道路は、本来の姿としては無料公開を原則とするものではありませんが、昨今の交通量の著しい増加に対処するための方策として、財投資金等の財源を活用し、集中的、先行的に道路事業を進め得る有料制度の活用は、当分必要かつ有効な制度と考えます。この際、政府資金、地方公共団体の資金のほか、新たに積極的に民間資金を導入、活用することによりまして、地方的な幹線道路を有料制で早急に整備することを目的とした地方道路公社の新設をはかったことは、きわめて私は時宜に適したものと考えます。なお、新道路整備五カ年計画の内容は現在詰めている最中でありますが、十兆三千五百億円の全計画のうち、地方道路公社による事業量は、およそ一千億程度ではないかと考えております。有料道路の企業性、あるいは道路産業等についてのお尋ねは、建設大臣からお答えすることになります。

次に、今回の新道路整備五カ年計画の策定は、現行計画を発展的に改定し、新たな視点に立つた一九七〇年代の道路政策のビジョンを確立しようとするものであり、たゞいま三カ年で変えるとかいつて御批判がありましたが、たゞいまのような新しい視点から計画するものでありまして、その投資規模を十兆三千五百億円とする計画の積極性に、政府の道路整備につとめる強い熱意をおくみ取りたいと思っております。

なお、この内容は今後の検討にゆだねられており、その財源がはつきりしないではないかというおしかりでありましたが、その財源調達につきましては、具体的な方策は現在の段階では成案をまだ得ておりませんが、昭和四十六年度予算編成時をめどに、財源調達の具体的措置について所要の検討を行なうこととしております。的確な財源の裏づけを持つてこの計画の遂行に全力をあげてまいります。

る決意だけを明らかにいたしておきます。次に、本州四国間の架橋問題についてお答えをいたします。

まず、本件について関係閣僚のさまざまな放言によって収拾のつかない陳情合戦が発生しているとの御発言でありましたが、決してそのようなことはありません。もとより、地元住民の直接の代表者である国会議員が、その資格において地元住民の声を代弁することは当然のことであり、本件については、それぞれの立場においての意見が開陳されているだけでありまして、だからといって、不当な陳情によって行政の本筋が曲げられるようなことは決してありませんから、御心配ないようお願いします。

三ルート同時着工以外に収拾策はないのではありません。松本君のお考えには、私はいかがかと思えます。将来のわが国の経済成長なり、交通量の増大から見まして、いずれは三ルートの必要があるものと考えますが、行政投資の全国的配分から見ましても、巨額の投資を同時に特定の地域に集中することには問題があります。今後の調査研究の推移と、技術的難易の程度、あるいは資金調達の可能性等から、おのずから着工の順位を納得のいく形で決定してまいりたいと考えています。

なお、鉄道の併用橋は、結論的に申しまして、技術的にも十分可能であり、西日本の鉄道輸送の現況から見ても、また、架橋事業そのものの効率性から見ても、鉄道併用橋とすることが望ましいので、今後さらに調査研究を進め、安全にして合理的な併用つり橋の形式を選定したい、かように考えております。たゞいまその方向で種々検討を続けている次第でございます。

その他の問題につきましては、それぞれの関係大臣から説明いたします。(拍手)

〔国務大臣根本龍太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げます。地方道路公社をつくることによりまして、本

来、無料公開の立場にある道路政策がゆがめられはしないか、また、特に広域地方生活圏の行使にあたりまして、地方に多くの負担をかけるのではないか、こういう御質問でございますが、御承知のように、現在の日本のモータリゼーションは非常に予想以上に著しくございまして、これは都市のみならず、農村、山村に至るまで道路整備をしなければ、日常生活そのものが産業開発とともに行ない得ないという状況でございます。したがって、これを、国民からいただいた税金だけで無料公開の道路をつくるということになりますれば、趣旨としてはけっこうでございますが、経済並びに生活の進展についていけない、こういうことになりまして、財投資金あるいは民間資金による有料道路をつくることに対する各地方の要望が非常に強うございまして、これにこたえるために、こういう方式をとるのでございます。

なお、特にこの地方道路公社の必要性が、地元各県並びに各大きい都市から要求されておるのには、経過地点の道路の高速のために、その地方が非常に迷惑を受ける。そこで、何としても有料で回収する財源の道もつくってほしいという地方団体等の要望も受けて、この方式をとったのでございまして、理論的には、松本さんの御指摘のことと思っておりますけれども、運用上十分に配慮いたしまして、地元の立場と、それから、これを利用して両方の立場を十分に勘案して、これに対して配慮をしていきたいと考えています。

その次に、これは総理がいろいろ御説明になったこととございしますが、本四架橋にあたりまして、鉄道併用橋にすることは技術上非常に困難ではないか、こういう御指摘でございます。これは、従来の世界各國の架橋の今日までの実績から見ればそのとおりでございます。特に、潮流の激しい、しかも台風常襲地帯である、しかも船舶の航行が非常にひんぱんなところであれをやるということは非常にむずかしい問題でございます。そこで、従来、御指摘のように、道路公団、あるいは

鉄建公団、あるいは土木学会で、理論的にこれは可能であるということが証明されてはおりますが、現実的にこれを実施するということになりまして、非常にこれは開発技術、またそれをなすための一つのシステム工学的な開発が必要でございます。これを実施するには、従来ある鉄建公団とか道路公団ではとうていできない。そこで、総合的にこれは技術開発をしなければならぬ。そのためにこの公団をつくるというところまで、新たな公団の立法をお願いしておる次第でございます。これに基づきまして、初めて本格的な、技術的な裏づけができるということになるのでございまして。従来の陳情は、この線にやっております。この技術開発によつてはつきりと裏づけしていくということでございます。それから、併用については、これは日本の技術は、かつては鉄道といふものはもう斜陽産業と言われたが、新幹線によつて一躍新たな分野を開いたと同じく、これによつてりっぱな架橋、併用ができるものとわれわれ信じております。

その次に、民間の技術者を活用することについての御提案でございます。そのとおりでございます。これは、われわれ公団におきましては、管理と研究、十分に民間の力、技術者を活用するために考慮しておりますが、さらに各方面の御意見も聞き、特に松本さんのように熱心な方の御提案を十分歓迎いたしまして、それらも勘案して万全を期してまいりたいと考えています。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

まず、新道路計画の財源問題についてのお尋ねでございますが、いま総理からも申し上げましたとおり、この計画は、実に十兆三千五百億円、五カ年、こういう計画でございます。いまの財政事情、それをほらうておきまして対処いたしますと、まあ大体三千億円ぐらいの財源が五カ年間で不足しうるか、こういうふうに考えられます。

昭和四十五年四月二十四日 参議院會議録第十三号 地方道路公社法案(趣旨説明) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

また、財政投融資の面におきましては、より以上の不足が生ずるかと思ひます。しかし、ぜひこの新道路五カ年計画はやっていきたい、こういうふうな思いです。ことしの暮れ、昭和四十六年度予算編成までにはその財源手当てをいたしてきたい、これはちゃんと責任を持って手当てをいたします。

それから、本州四国架橋につきまして、併用橋はどうだという疑問を投げられましたが、これは、いまお話がありましたように、技術的にも可能である、こういうことであります。また、四国開発という経済効果を考えますときに、どうしても鉄道併用橋にしたいものだというふうに考えます。まだいろいろ検討は具体的に進めますが、できるものならば併用橋にしたい、これが全国総合開発の趣旨に沿うゆゑである、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣秋田大助君登壇、拍手〕

○国務大臣(秋田大助君) 新道路整備五カ年計画の事業の内容及び財源内容等については、詳細今後の検討にまかされていくわけでありまして、したがって、この点、地方の負担分の詳細は、いまだ明確でないわけでございますが、本計画に基づく地方の単独事業は、数字上、第五次の分と比較いたしまして二・三・四・五という数字が出ておりますので、この点を含めて考えてみますと、地方の負担は数字上増加していくことは明瞭でございます。一方、御承知のとおり、社会経済の急激な進展に比較いたしまして、地方道の整備はかなり立ちおくれしております。これを、道路整備を充実強化していくことの時代的必要性は高まっております。こういう事情のもとに、この点の時代要請に応じていくためには、道路の財源を確保しなければなりませんけれども、地方における道路整備に関連いたします特定財源率というものは、国に比較して立ちおくれしておりますので、これを向上していく必要がありま

上とも確実に充実強化いたす方策が必要であります。関係各省庁とも連絡をいたしまして、次の予算編成期までにはこの対策を確立いたしまして、地方団体に迷惑をかけないようにいたしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣橋本登美三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本登美三郎君) 松本さんの御質問にお答え申し上げます。

御承知のように、現行の鉄道敷設法の別表におきまして、本州四国連絡鉄道として、須磨附近から鳴門に至る鉄道、本四渡路ルートと言っております。及び宇野附近から高松に至る鉄道、これを本四備讃ルートと言っております。このルートが別表で掲げられております。したがって、運輸省は、現在、日本鉄道建設公団に対しまして、この二ルートの調査を指示して、これが調査をやっておりますが、今度、本公団ができましたれば、引き続き実施調査を進めることになるわけでありま

す。鉄道は、併用橋のルートの具体的決定は、その技術調査その他の調査が十分にできた結果及び本州、四国の交通体系、こういうものの関連において決定したい、こう考えております。

なお、尾道—今治ルートは一般道路比較による道路単独橋が妥当と考えまして、大体調査の目標をそこに置きたい、かように考えておる次第であります。

なお、民間技術者の活用、これはおっしゃるとおり、世界的な規模で、しかも、超高度の技術を必要とし、もしこれが完成すれば、世界に誇る日本の技術を示すことになるのでありますからして、国並びに民間の技術者の精鋭を集めてやっていきたい、かように考えておるわけです。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)。本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。野原労働大臣。

〔国務大臣野原正勝君登壇、拍手〕

○国務大臣(野原正勝君) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

労働者災害補償保険制度は、昭和四十年に年金による補償体系を確立するなど制度の大幅な改善をはかり、労働災害をこうむった労働者及びその遺族に対して手厚い補償を行なってきたところであります。この間、わが国は目ざましい経済成長を遂げ、その経済力も国際的に高く評価されるに至っておりますが、このような情勢を背景として、関係各方面から経済成長に相応した災害補償を求める声が強くなってきました。また、国際的には、業務災害に関する条約としてILO一一二号条約が新たに採択され、災害補償についての国際水準の引き上げが行なわれております。

労働者災害補償保険審議会におきましては、このような事情を考慮して、昭和四十三年米、小委員会を設けて労働者災害補償保険制度の改善についての検討が行なわれておりましたが、昨年八月、同審議会から、労使公益各側委員全員一致による制度の改善についての建議が行なわれました。

政府といたしましては、この建議の趣旨を全面的に尊重して、その実現について鋭意検討を行なつてまいり、その結果、建議中法律改正を要する部分について成案を得ましたので、その改正案について労働者災害補償保険審議会及び社会保障制度審議会に諮問をいたし、労働者災害補償保険審議会からは本年二月十七日に、社会保障制度審議会からは本年二月二十四日に、それぞれおおむね了承する旨の答申を得たのであります。その結果に

基づいて、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を作成し、ここに提案をいたした次第であります。次いで、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労働者災害補償保険法の改正について御説明申し上げます。

第一は、障害補償年金について、完全労働不能に相当する障害等級第三級の年金額を現行の給付基礎日額の百八十八日分から二百十九日分に引き上げるものとし、その引き上げ率一六・五％に相当する率だけ障害等級第一級から第七級までの年金額をそれぞれ引き上げることとしたこととあります。

第二は、遺族補償年金について、遺族三人の標準受給者に対する年金額を現行の給付基礎年額の百分の四十に相当する額から百分の五十に相当する額に引き上げることとを骨子とし、他の遺族数の年金についても、生活実態を考慮して、給付基礎年額の百分の三十から百分の六十に相当する額に定めることとしたこととあります。なお、遺族が妻一人のときは、妻である地位と女子の今日の就業実態を考慮して、五十歳以上五十五歳未満の場合には、給付基礎年額の百分の五に相当する額を加算し、五十五歳以上または一定の廃疾の状態にある場合には、給付基礎年額の百分の十に相当する額を加算することといたしております。

障害補償年金及び遺族補償年金を以上のように改正いたしますと、労働者災害補償保険の給付水準は、ILO一一二号条約の水準に達することと相なります。

第三は、遺族補償一時金について、最近における他の災害補償制度等を考慮して、その額を現行の給付基礎日額の四百日分から一千日分に引き上げることとしたこととあります。

第四は、年金支払いの迅速効率化等をはかることとしたこととあります。その一は、年金の種類が変更された場合における支払い事務の調整をは

昭和四十五年四月二十四日 参議院会議録第十三号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

あるいは地方自治体においてコローを建設してこれに収容すること、及びさらに社会復帰への推進等の機運を高まつており、政府もようやくこれに対する推進施策を実施しようとしておるのであります。業務上の被災者の社会復帰も、従来から労働行政においては、職業訓練、雇用促進、労働福祉事業団による労災リハビリテーション作業所への収容等の措置がとられていたものであります。しかし、現状の措置ではきわめて不十分であります。労働者の業務上の災害は事業主の責任であることは申すまでもありませんが、国も、被災労働者の残存労働力を有効に活用する責任もある国の立場から考えましても、一そう積極的に社会復帰の推進をはかるべきであると思ふのであります。そこで大蔵大臣、及び労働大臣にお尋ねいたします。

現在のようない労働保険による保険施設のみによる治療からリハビリテーションの範囲にとどまらず、使用者と国の責任による治療、リハビリテーション、職業訓練、職場復帰といった一貫した制度を確立するため、国からも施設費の大幅な負担を考へるべき時点にすでに達していると思ふのであります。両大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、今回の改正案の内容は、業務災害に関するILO二一一条約の水準に達することになると説明されておりますが、そうであるならば、本法が成立した場合は、政府はすみやかに、ILO条約批准のための手続をとる意思があるのかどうか、労働大臣の御決意をお願いしたいのであります。

第四に、今回の改正案に盛り込まれていない重要な点につき二、三おたずねいたします。まず、職業病対策についてであります。近代産業はますます大型化し、関連企業が集中する傾向が強くなり、この結果、外に対しては産業公害、内においては多種多様の職業病が激発しているものであります。また、これら大企業の場合とは逆に、中小企

業あるいは零細企業においても、従来その発生が予想されないような職場においても、じん肺症が発見されているのであります。たとえば、山口県下において、木材製造業者の中からじん肺症類似の患者が発見された例が、山口県産業医学会で報告されております。また、大阪泉佐野市のタール工場においても、じん肺症類似患者の発見が報告されております。このような職業病は新旧の職場を問わず発生を見ているのであります。職業病は、政府及び事業主の万全な防止対策の確立、監督体制を整備し、さらに健康管理体制を確立すれば、必ず防止あるいは減少すると思ふのであります。労働大臣の予防と治療対策について、お尋ねいたします。

次に、原子力に關してお伺いいたします。原子力関係の特殊法人、原子力産業における従業員の安全や災害補償は、いまなお不十分であることが、すでに昭和四十年五月、原子力事業従業員災害補償専門部会から報告されております。この、いわゆる我妻報告の指摘しているところの労災法の適用に關しての問題点、特に放射線障害による不妊症、早産、流産、死産に対する補償は、現行労災法のもとで可能かどうかについて労働大臣の御見解をお伺いいたします。

現在、原子力関係の監督は放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律によつて科学技術庁の原子力局が行なつておりますが、同法において、労働基準局の監督の権限を妨げるものでないこと、及び労働大臣は、放射線障害の防止に關して科学技術庁長官に勧告権を持つことが規定されておりますが、今日、原子力局、労働基準局は従業員の安全に關して十分な監督が行なわれているか、特に労働基準局は原子力に關して十分監督できるだけの知識と職能を有しているか、総理及び労働大臣に對してお尋ねいたします。このように、原子力という新しい分野における労働災害と並んで、工業の高度化社会あるいは情報化社会など、人間疎外状況が進む中で、神経障害が増加の

一途をたどつておるのであります。こうした社会的な緊張が一般市民の生活のすみずみにまで浸透してきており、新しい型の労働災害を引き起こしてきつたのであります。このような労働災害に對して、労働大臣は、これをどう受けとめておられるのか、お尋ねしておきたいのであります。

さらに、今回の改正に對して検討されなかつた項目として、厚生年金の障害年金との関係があります。現行法では、厚生年金の障害年金が支給される場合、障害年金の支給額の二分の一が労災保険の障害年金から減額されて支給されることになつておるのであります。厚生年金と労災保険とは、法制上の趣旨も、制定以降の経過も全く異なる別の制度であるわけであり、厚生年金と労災保険の障害年金が調整されて支給される理由は何もないのであります。かつて、けい肺等特別保険法の適用された当時は、完全な併給であつたのであります。被災労働者からの併給の要望もかねてから非常に強いのであります。この際、政府は、完全併給をすべきだと思ふのであります。労働大臣の御見解をお尋ねいたします。

最後に、労働補償を考へるよりも、労働災害の予防措置を講ずることに国も事業主も全力をあげるべきであるという点であります。引き起こされる労働災害の対処も大切であります。まず、予防対策の強化と、あらゆる方面から考慮することこそ、第一義に考へなければならぬ点であらうと思ふのであります。さらに、重要なことは、国も企業も、設備投資には大きな資本をつぎ込むが、災害の防止は常におざなりのものであつたり、事が起こつてからの処置としてとられたりするものでしかないものであります。もっと防災のため、国として積極的な力を入れるべきであります。「安全なくして繁栄なし」なのであります。総理大臣、大蔵大臣、労働大臣の決意のほどをお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮作君) 大橋君にお答えいたします。

経済が発展いたしましたことは、たいへんしあわせなことですが、最近、大阪のガス爆発事故をはじめ、産業災害の発生があとを断たないことは、私もたいへん残念でなりません。政府としては、産業災害の防止にとどまらず、進んで勤労者諸君の安全と衛生を守るための施策を強力に推進してまいりたいと思ひます。あらためて申すまでもなく、産業災害、労働災害、これを根絶させるためには、事業主はもちろん、勤労者一人一人が、それぞれの立場において安全第一に徹することが何よりも肝要であります。ちよつとした油断や気のゆるみが大きな災害のもととなることを十分考慮して、安全で明るく、かつ、規律ある職場環境を確立するようにつとめていただくこと。また、政府としても、その行ない得ることは十分行なつてまいりたいと思ひます。さきに、大阪ガス爆発事故についての緊急質問の際にも申し上げましたことですが、あらゆる事業に關して、その計画の立案にあつては、いづれかといへば、経済性を重視しがちであつたままのあり方に反省を加へ、何よりも安全第一に徹することをあらためて明確にいたしたいと思ひます。私は、今後、心を新たに各種事故の絶滅に取り組む決意でありますから、国民各位の一そりの御協力を切望してやみません。

次に、労働補償についてであります。これは御承知のように、業務災害に対する使用者の無過失賠償責任による損害補償であり、一般の故意過失による損害補償とは性格を異にするものであります。ここに對策のむすかしもあるように考へます。労働補償は、事業主の団体責任を基礎として従業者の労働能力を補償しようとするものであり、狭義の社会保障とは異なつた系列のもので理解しております。このような意味においても、労働災害についての使用者の責任はきわめて重いも

のであり、特に事業主そのものに、積極的な姿勢で自覚と協力を要請するものであります。

通勤の問題については、労働大臣からお答えいたします。

なお、原子力産業の従事者が業務に基因して放射線障害を受けた場合には、原子力賠償法が適用されずに、労災保険が給付されることとなっておりますが、原子力による災害の問題につきましても、御指摘のように、現在さらに原子力委員会において鋭意検討中でありますので、その御意見を十分伺った上で善処いたします。

最後に、災害補償よりも、まず災害が起こらないように万全を期することは何よりも必要でありますが、不幸にして災害が発生した場合の善後策等に資するものとして、本法案の成立に御協力いただくことを願って私の答弁いたします。何とぞよろしくお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣野原正勝君登壇、拍手〕
○国務大臣（野原正勝君）　ただいま総理からお答えした問題の補足をいたします。

労災補償は、使用者の無過失責任を基礎として、業務災害をこうむった労働者の損失の補償を直接の目的とする制度であります。その補償を行なう過程において、単に労働者が失った能力の埋め合わせをするにとどまらず、その労働者に残された能力を伸ばして社会復帰をさせることを最終の目標としております。

このような考え方に基づきまして、労災保険では、十分な医療のほか、労災病院を中心に医学的及び職能的リハビリテーションを行なうこととし、必要に応じて最も有効な義肢、車いす等として、必要に応じて最も有効な義肢、車いす等の補装具の支給を行なっておりますが、特に脊損者につきましては、これらの者の生産現場への復帰を目ざしまして、訓練を兼ねた作業に従事させるため、また自動車運転技術習得のために、リハビリテーション作業所を全国六カ所に設けまします。その社会復帰につとめておるわけでございます。

ILOの問題でございますが、ILO二二一号条約では、補償額の算定基礎としての労働者の所得については、各国の国内法令で定めるべきものとしておりますので、労災保険の給付基礎日額に關しまして特にILO二二一号条約との関連で問題となることはないと考えております。

なお、労災保険の給付基礎日額の算定方法を改めるかどうかの問題につきましては、昨年八月の労災保険審議会からの労災保険制度の改善についての建議の趣旨に沿ひまして、労働基準法の平均賃金との関係を考慮して慎重に検討することにしておきます。

通勤途上の問題でございますが、通勤途上災害につきましましては、これまで労災保険審議会を中心に真剣に検討を続けてきたところであります。しかし、この問題は、労災保険制度のためである使用者の無過失責任との関連、自動車損害賠償保険等の他の保険制度との関連などがあ

り、専門的かつ複雑な問題がありますので、そこで、さらに検討を続けるべきであるということとかから、労災保険審議会の建議の趣旨に沿いまして、本年二月に通勤途上災害調査会を設けまして、現在鋭意検討を行なっておるところであります。政府としては、この調査会の結論を待ちまして措置をいたす考えでございます。

それから技術革新と職業病との問題でございますが、最近、技術革新の進展等によりまして、労働環境及び作業方法の変革等に伴い、従来には類例を見なかった疾病が発生し、その業種、職種も多様化しておりますわけでございます。かかる現状に、対処いたしまして、疾病の実態を究明するため、問題に應じて専門医等で構成する専門家会議の設置、職業性疾病の迅速的確な認定のための機構の設置等、具体的対策を講じておるところであります。また、かかる問題の抜本的対策の確立のため、予防から社会復帰に至るまでの研究開発を目的とした産業医学に関する総合的研究機関を設けることとして、昭和四十五年度において調査を実施

施することとしております。

次に、原子力の問題でございますが、原子力による放射線障害を受けました被災労働者が不妊症などになったり、またはその子孫に悪性な遺伝があらわれるというふうな場合などにつきましては、不妊症などと労働者の業務との関係が現在のところろ

不明であります。また、不妊症などが賃金を得る能力を喪失させるかどうかという問題も疑問があるわけでございます。これらを労災補償の対象とするかどうかは十分な検討を必要とするものでございまして、いづれにしましても、原子力損害の場合の従業員の災害補償につきましては、有業業務

従事者の放射線被曝記録の整備、その他医学的な研究が必要でありますので、この点については担当者の研究にまわりたいと考えております。

なお、その監督でございますが、原子力産業における災害は、一度発生しますと甚大な影響を与えますのでありますから、災害の発生防止につ

ましては全力を尽くすとともに、関係者に十分注意を促したいと考えております。

さて、労災保険の年金は厚生年金と完全併給すべきではないかというような趣旨の御質問でございますましたが、同一の業務災害につきましては、労災保険の年金のほか厚生年金保険の年金が支給されることとなる場合の調整は、同一の災害に対

して二重にその損失を補てんする不合理を避けるために行なっているところであります。このような社会保険の給付の周の調整は諸外国でも行なわれておるところであります。なお、この調整方法につきまして、社会保険全体の総合的関連を考慮しなければならず、今後とも合理的な調整方式のあり方等について、政府部内において慎重に検討をいたしたいと考えております。

ILOの一二号条約につきまして批准すべき
だということですが、今回の改正により
まして、ILO条約批准の条件が整ったと考えて
おります。したがって、条約を批准することが可
能となると考えておりますので、なお詳細に細部

にわたって検討いたしましたので、できるだけ早く批准をいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○国務大臣（福田赳夫君） お答へ申し上げます。

まず、通勤途上の事故に対する災害補償の問題でございますが、ただいまその考え方のむずかしい点につきましては、労働大臣からるる申し上げたとおりでございます。いづれにいたしまして、これは企業の責任であるということかと思えます。政府が財政上関与すべき問題ではない。諸

外国においてもこういう制度がとられておりするけれども、いずれも政府関与の問題ではない、財政関与の問題ではない、こういうたてまえをとっておるのであります。

次に、社会復帰の財政措置を強化せよというお話をしていますが、今日、義肢を支給するとか、

また、労働災害は、災害が起こってからよりは、予防の対策が大事じゃないか。まことにごもっともな御意見と存じます。ただ、これはどこまでも、あるいは職業訓練をやりますとか、いろいろの対策はとっております。しかし、これは大事な問題でありますから、今後とも努力いたしたいと、かように存じます。

企業の責任でありますから、企業責任体制であるというたてまえは堅持しなきゃならぬ。しかし、中小企業なんかが予防措置を講じようという際に困難を生ずる、そういう場合もありましようと思いますので、財政投融資を通じての援助につきますのは、今後ともできる限り協力をしてみたいと、かように考えております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発

○議長(重宗雄三君) 日程第四、日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について承認を請ふ。

昭和四十五年四月二十四日 参議院會議録第十三号 日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件外二件

認を求めるの件。

日程第五、日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の締結について承認を求めるの件。

日程第六、アジア統計研究所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定の締結について承認を求めるの件。

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長谷川仁君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定

日本国政府及びアフガニスタン王国政府は、両国間の文化関係を助長し、かつ、発展させようとする共通の希望に動かされ、

両国間の関係及び理解を助長し、かつ、深めることを希望して、文化協定を締結することに決定し、次の諸条を協定した。

第一条

両国政府は、それぞれの国の文化が他方の国において一層理解されるように、特に次の手段によつて、できる限りの便宜を相互に与える。

- (a) 書籍、定期刊行物その他の出版物
- (b) 講演及び美術展覧会その他の文化的展示会
- (c) ラジオ、音盤その他これらに類する手段
- (d) 文化的、科学的又は教育的フィルム

第二条

両国政府は、教授、学者、学生その他特に文化的活動に従事する者の両国間における交換を奨励する。

第三条

各国政府は、自国の大学その他の教育又は研究の機関における他方の国の文化に関する問題を取り扱う講義の創設及び拡充を奨励する。

第四条

両国政府は、一方の国の大学その他の教育機関における修学中若しくは修学終了の際に取得される学位及び資格証書又は当該一方の国において与えられるその他の資格証書が、修学上の目的及び今後定められる一定の場合においては職業上の目的のために、他方の国においても同等の価値を認められるようにするための方法及び条件を研究する。

第五条

各国政府は、自国において他方の国の国民が修学及び研究を行ない又は技術的訓練を受けることができるように、当該国民に対して奨学金その他の便宜を与えるための方法を研究する。

第六条

両国政府は、両国の学会その他の文化的団体の間における協力を奨励する。

第七条

各国政府は、自国において、他方の国の国民に對し、博物館、図書館その他文化的性質を有する文獻センターの利用についての便宜を与える。

第八条

両国政府は、両国のスポーツ団体の間における協力及び競技を奨励する。

第九条

両国政府は、この協定の適用に関し、必要なきはいづれでも、通常の外交経路を通じて相互に協議する。

第十条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、カブールで行なわれる批准書の交換の日に効力を生ずる。

第十一条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の政府がこの協定を終了させる意思を通知した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証換として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百六十九年四月九日に東京で、英語によつて本書二通を作成した。

日本国政府のために

愛知揆一

アフガニスタン王国政府のために

アブドゥル・ヒ・タビービー

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年四月九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定

両国の領域の間の及びそれらの領域をこえての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約及び国際航空業務通過協定の当事国であるので、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈によつて別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣又は同大臣が現在遂行している民間航空に

関する任務若しくはこれに類似する任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をい

い、フィリピン共和国にあつては民間航空委員会又は同委員会が現在遂行している民間航空に

関する任務若しくはこれに類似する任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関

をいう。

- (b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対し附表に定める路線における航空業務の運営のため通告書によつて指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。
- (c) 国に關して「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。
- (d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行なう定期航空業務をいう。
- (e) 「國際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行なう航空業務をいう。
- (f) 「航空企業」とは、國際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。
- (g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。
- (h) 「附表」とは、この協定の附表又は第十三条の規定に従つて改正される同附表をいう。
- (i) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された國際民間航空条約をいい、同条約第九十条の規定に基づいて採択される附屬書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づいて行なわれる同附屬書又は同条約の改正を含む。
- (j) 「協定業務」とは、附表に定める路線において運営される航空業務をいう。
- (k) 「特定路線」とは、附表に定める路線をいう。

2 附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」といふときは、別段の定めがある場合を除くはか、附表を含む。

第二条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が特定路線における國際航空業務を開設しかつ運営することができるようになるため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許す。

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従ふことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

(c) 國際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積込みのため、当該特定路線について附表に定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第三条

1 各締約国は、特定路線における協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一又は二以上の航空企業を文書によつて指定する権利を有する。

2 他方の締約国は、指定の通告書を受領したときは、3及び4の規定に従ふことを条件として、指定された航空企業に対し適当な運営許可を遅滞なく与える。

3 一方の締約国の航空当局は、他方の締約国が指定した航空企業が、当該航空当局により条約に反しないような方法で國際航空業務の運営について通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を立証すること、その航空企業に要求することができ、

4 各締約国は、航空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定した締約国又は

はその国民に属していることが立証されない場合には、その航空企業に対して2の運営許可を与えず若しくは取り消し、又はその航空企業による第二条2に定める特権の行使につき必要と認める条件を課する権利を有する。

5 1及び2の規定に従つて指定されかつ許可を与えられた航空企業は、第八条に規定する輸送力に關する締約国の航空当局の法定の権限に服することを条件として、協定業務を開始することができる。ただし、第九条の規定に従つて定められる運賃が、その協定業務に關して実施されている場合に限る。

6 指定航空企業が第七条にいう法令を遵守せず、又はこの協定に定める条件に従つて運営しなかつた場合には、各締約国は、当該指定航空企業による第二条2に定める特権の行使を停止し、又は当該指定航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を課する権利を有する。ただし、この権利は、即時にそれらの特権の行使を停止し、又は即時にこれについて条件を課することが当該法令に重ねて違反することを防止するために必要である場合を除くほか、他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第四条

いづれか一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国の指定航空企業に課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、第三国の航空企業又は國際航空業務に従事する当該一方の締約国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

第五条

1 いずれか一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の

飛行中に消費され又は使用される場合にも、当該領域内において関税、消費税、検査手数料その他これらに類似する租税その他の課徴金を免除される。

2 いずれか一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積載され、かつ、協定業務に使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従ふことを条件として、関税、消費税、検査手数料その他これらに類似する租税その他の課徴金を免除される。

3 いずれか一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、その指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従ふことを条件として、関税、消費税、検査手数料その他これらに類似する租税その他の課徴金を免除される。

第六条

一方の締約国によつて発給され又は有効とされた航空証明書、技能証明書及び免状は有効とされ有するものは、これらが発給され又は有効とされた際の要件が条約に従つて設定される最低標準と同等以上のものである限り、他方の締約国によつても協定業務の運営上有効なものと認められる。もつとも、各締約国は、自国の領域の上空の飛行に關しては、自国民が他の国から与えられた技能証明書及び免状を認めることを拒否する権利を留保する。

第七条

1 一方の締約国の法令であつて國際航空に従事する航空機の当該一方の締約国の領域への入国若しくはそこからの出航又は当該領域内にある間の運航及び航行に關するものは、他方の締約国の指定航空企業の航空機について適用されるものとし、当該領域への入国若しくはそこからの

昭和四十五年四月二十四日 参議院會議録第十三号

日本国とアフガニスタン王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件外二件

四七四

の出国にあたり又は当該領域内にある間、当該航空機によつて遵守されなければならない。

2 一方の締約国の法令であつて航空機の旅客、乗組員又は貨物の当該一方の締約国の領域への入国又はそこから出国に關するもの、たとえば、入国、出国、移住、旅券、税関及び検疫に關する規制は、当該領域への入国若しくはそこから出国にあたり又は当該領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業は、航空機の旅客、乗組員若しくは貨物により又はそれらのために遵守されなければならない。

第八条

協定業務の輸送力と航空運送に対する公衆の要求との間の締約国の航空当局が決定する均衡を達成しかつ維持することを目的とし、特定路線又はその諸区間における航空業務を發展させるため、

1 各締約国の指定航空企業は、兩締約国の領域の間の協定業務の運営について公平かつ均等な機会を与えられる。

2 いずれか一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するにあつては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線又はその諸区間において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

3 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、当該業務に対する公衆の要求と密接な関連を有しなければならない。

4 指定航空企業が提供する協定業務は、その航空企業を指定した締約国の領域から発し又はそこへ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要及び合理的な利用率において供給することを第一の目的としなければならない。その航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点で積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次のものに關連すべ

きであるという一般原則に従つて行なわなければならない。

(a) その航空企業を指定した締約国の領域と運輸の目的地である国との間の運輸需要

(b) その航空企業の路線が經由する地域の運輸需要

(c) 直通航空路運営の要求

第九条

1 協定業務に対する運賃は、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）、特定路線又はその諸区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての關係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定めなければならない。

2 1の運賃は、次の規定に従つて定める。

(a) 運賃に關する合意は、可能なときは、關係指定航空企業が國際航空運送協会の運賃決定機關を通じて行なう。それが不可能なときは、各特定路線及びその諸区間について適用される運賃は、關係指定航空企業の間で合意する。運賃については、いかなる場合にも、その適用を開始しようとする日の少なくとも三十日前に兩締約国の航空当局の認可を申請しなければならない。この三十日の期間は、特別の場合には、航空当局の間で合意することとを条件として短縮することができる。

(b) 關係指定航空企業が運賃に關して(a)の合意をすることができなかつた場合には、一方の締約国の航空当局が申請に係る運賃に關して(a)の認可をしなかつた場合には、兩締約国の航空当局は、適當な運賃について合意に達するように努めるものとする。

(c) (b)の合意が成立しなかつた場合には、紛争は、第十二条の規定に従つて解決される。

(d) 新たな運賃は、それにつきいずれか一方の締約国の航空当局が満足しないときは、第十二条4の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従つて

運賃が定められるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用される。

第十条

いずれか一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局の要請があつたときは、当該一方の締約国の指定航空企業が当該他方の締約国の領域への及びそこから協定業務において運送する貨客に關する情報及び統計で通常その指定航空企業が公表のため作成して自国の航空当局に提出するものを当該他方の締約国の航空当局に提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に要求することがある貨客に關する追加の統計資料については、要請により兩締約国の航空当局の間で討議する。

第十一条

兩締約国の航空当局がこの協定の実施に關するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、兩締約国の意思である。

第十二条

1 この協定の解釈又は適用に關して兩締約国の間に紛争が生じた場合には、兩締約国は、まず、兩國間の交渉によつてその紛争を解決するように努めるものとする。その交渉は、一方の締約国が他方の締約国から交渉の要請を受領した日から六十日の期間内に開始されるものとする。

2 兩締約国が交渉によつて紛争を解決することができない場合には、その紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこのようにして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁委員から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文をいずれか一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に

一人の仲裁委員を指定するものとし、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁委員を指定しなかつた場合は第三の仲裁委員についてその後の六十日の期間内に合意されなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、國際民間航空機關の理事会の議長に對し、それらの仲裁委員（第三の仲裁委員は、締約国の国民でない者に限る。）を任命するよう要請することができる。

3 仲裁裁判所は、その所在地を決定し、その手続規則を定め、また、多数決によつて決定を行なう。

4 兩締約国は、2及び3の規定に基づいて行なわれたすべての決定に従うことを約束する。

第十三条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請を受領した日から六十日の期間内に開始されるものとする。

2 改正がこの協定（附表を除く。）の規定について行なわれる場合には、その改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が附表についてのみ行なわれる場合には、協議は、兩締約国の航空当局の間で行なわれる。兩締約国の航空当局が新たな又は修正された附表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十四条

航空運送に關する多数国間の一般的な条約が兩締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正するものとする。

第十五条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に對

し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に對しても同時に送付する。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が終了の通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、その通告が締約国の間の合意により前記の一年の期間が満了する前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十六条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十七条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十年一月二十日に東京で、英語によつて本書二通を作成した。

日本国政府のために

愛知 毅一

フィリピン共和国政府のために

R・S・ブスエゴ

附 表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—台北—高雄—香港—マニラ—インドシナ内の地点—バンコク—クアラルンプール及び（又は）シンガポール—ジャカルタ—オーストラリア内の地点—ニュー・ジブランド内の地点—南太平洋にお

ける地点—ホノルル

注

南太平洋における地点又はホノルルへ及びそのいずれから運航される飛行については、オーストラリア内又はニュー・ジブランド内の一地点に定期の着陸を行なわなければならない。

2 フィリピン共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

フィリピン内の地点—東京—ホノルル—サン・フランシスコ—ニュー・ヨーク

注

ニュー・ヨークへ及びそこから運航される飛行については、サン・フランシスコに定期の着陸を行なわなければならない。

3 いずれか一方の締約国の指定航空企業が行なう協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、別段の定めがある場合を除くほか、いずれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

アジア統計研究所の設立及び運営のための援助に關する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年四月九日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

アジア統計研究所の設立及び運営のための援助に關する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定の締結について承認を求めるの件

アジア統計研究所の設立及び運営のための援助に關する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アジア統計研究所の設立及び運営のための援助に關する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定

日本国政府（以下「政府」という。）及び国際連合開発計画（以下「国連開発計画」という。）は、

「エカフェ」という。）が千九百六十七年四月に東京で開催されたその第二十三回総会において要望したアジア統計研究所（以下「研究所」という。）の設立及び運営を援助することを希望し、

国連開発計画が、エカフェ地域の社会的進歩及び生活水準の向上を助長し、かつ、経済的、社会的及び技術的開発を促進するため、セイロン、中華民国、インド、インドネシア、イラン、日本、ラオス、マレーシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、大韓民国、ヴェトナム共和国、シンガポール、タイ、連合王国（香港）及び西サモアの各政府の要請に基づき、研究所の設立及び運営（以下「事業」という。）のための援助を供与する用意があることを考慮し、

政府が日本国東京に設置される研究所のために便益を提供する用意があること並びに政府が必要な現地経費を提出し及び国連開発計画の援助に關連する他の要件を満たすことに同意したことを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 この協定の適用範囲

1 この協定は、国連開発計画及び政府が事業の実施を援助するにあつたての基本的条件を定めるものである。

2 事業の実行計画は、政府、エカフェの加盟国

政府、エカフェの準加盟国の対外關係について責任を有する政府、国連開発計画及び実施機関として行動する国際連合（以下「実施機関」という。）が文書によつて合意する。この協定に定める条件は、実行計画に適用する。

3 研究所の設立は、実行計画に規定する。

4 政府及び国連開発計画は、この協定により、実施機関が国連開発計画に代わつて独立の契約者として事業の実施又は管理に参加することに同意する。第二条の金額は、国連開発計画と実施機関との間の合意によつて実施機関に支出する。

5 事業の実施に關する政府と実施機関との間のすべての取極は、この協定に従うものとし、また、国連開発計画事務局長の事前の同意を必要とする。

6 国連開発計画又は実施機関に属する備品、資料、補給品その他の財産であつてこれらの機関のいずれか一方又は双方が事業の実施にあたり使用し又は提供するものは、その権原が政府と国連開発計画又は実施機関との間で合意される条件によつて政府に移転されるまでの間、引き続き国連開発計画又は実施機関の財産であるものとする。

第二条 国連開発計画が供与する援助
国連開発計画は、国際連合の關係機関の決議及び決定であつて関連がありかつ適用することができるもの、特に国際連合総会決議第千二百四十号（通称及び第二千二十九号）に従い、かつ、資金の支出が可能であることを条件として、事業の実施のための金額で実行計画に定めるものを提供することを約束する。

第三条 事業の実施への政府の参加及び寄与
1 政府は、研究所の所在国として、第四条及び第八条並びに実行計画において要求されるすべての措置をとる。

2 政府は、この協定に基づく事業の実施に参加しかつ協力する。政府は、特に、実行計画にお

いて要求されるすべての措置（国内で入手することができず、備品、補給品、労務及び専門的役務の提供を含む。）を要する。政府は、関連がありかつ適用することができる国内法令に基づき、かつ、毎年の予算に従つて、この2及び第四条の規定に基づく寄与の義務を負うものとす、その寄与を行なうことを約束する。

3 政府は、事業の場所に、それが国連開発計画及び実施機関が援助する事業であることを示す標識を適宜掲げる。

第四条 政府が国連開発計画及び実施機関に提供する現地の便益

- 1 政府は、事業の実施にあたり、実行計画に定める次の現地の便益で作業計画の達成に必要なものにつき支払を行ない又は行なわせることによつて国連開発計画及び実施機関を援助する。
 - (a) 現地の事務職員（必要な事務補佐員、通訳、翻訳者その他の補助員を含む。）の役務
 - (b) 要員、補給品及び備品の国内輸送
 - (c) 公用のための郵便及び電気通信
 - (d) 専門家の現地生活費
- 2 この条の規定に基づいて支払う金額は、国連開発計画に支払うものとし、かつ、適用することのできるその財政規則に従つて管理する。
- 3 政府は、また、次の現地の役務及び便益を現物で提供することを約束する。
 - (a) 必要な事務所用の場所その他の土地及び建物
 - (b) 国連開発計画、実施機関及び国際連合の専門機関の職員及び専門家で事業に従事するものための適当な医療の便益及び役務
- 4 政府は、3(b)に規定する職員及び専門家のための適当な居住施設を見いだすため、できる限りの援助を供与することを約束する。

第五条 事業に関する情報

1 政府は、国連開発計画が事業の実施若しくは継続的な実施可能性及び健全性又はこの協定に基づく政府の責任の履行に関連して要請することのある文書、計算書、記録、明細書その他の関係情報を国連開発計画に提供する。

2 国連開発計画は、この協定に基づいて実施される事業における作業の進捗状況に関する情報を常時政府に提供する。いずれの一方の締約者も、この協定に基づいて行なわれるすべての作業の進捗状況をいつでも視察する権利を有する。

3 政府は、事業の完了後、国連開発計画の要請があつた場合には、事業の成果及び事業目的の達成のために行なわれた活動に関する情報を国連開発計画に提供するものとし、また、国連開発計画がそのための視察を行なうことを許可する。

4 政府は、また、事業に関する情報で事業の実施のために必要又は適当なもの並びに事業の成果及び事業目的の達成のために行なわれた活動を事業の完了後に評価するために必要又は適当なすべての情報を実施機関に提供する。

5 両締約者は、事業又はその成果に関する情報を適宜公表することについて相互に協議する。

第六条 他の源泉からの援助との関係

いづれか一方の締約者が事業を実施するための援助を他の源泉から得る場合には、両締約者は、すべての源泉から受領する援助を効果的に調整し、かつ利用するため、相互に及び実施機関と協議する。この協定に基づく政府の義務は、事業の実施にあつて政府と協力する他の団体とのいかなる取決めにによつても変更されない。

第七条 援助の使用

政府は、国連開発計画及び実施機関が供与する援助を最も効果的に使用するために最善の努力を払うものとし、また、その援助をその本来の目的のために使用する。政府は、そのため、実行計画に定める措置をとる。

第八条 便益、特権及び免除

1 政府は、国際連合並びにその機関（国連開発計画を含む）、財産、資金、資産及び職員につ

き、国際連合の特権及び免除に関する条約を適用する。

2 政府は、事業に参加する国際連合の専門機関並びにその財産、資金、資産及び職員につき、専門機関の特権及び免除に関する条約を適用する。

3 政府は、国連開発計画及び実施機関並びにこれらの機関の職員がこの協定に基づく活動を支援し、かつ行なうことができるようにするため並びにこれらの機関及び職員に対し事業の迅速かつ効果的な実施に必要なその他の便益を提供するため所要のすべての措置をとる。政府は、特に、政府の規則に定める手続に従いこれらの機関及び職員に対して次の権利及び便益を与える。

- (a) 必要な査証、免許又は許可の迅速なかつ無償の発給
- (b) 作業場への立入り及びすべての必要な通行権
- (c) 国内における移動又は出入国に関する自由
- (d) 最も有利な法定為替相場
- (e) 備品、資材及び補給品の輸入でこの協定に關連するもの並びにその後のこれらの物品の輸出に必要なすべての許可
- (f) 国連開発計画又は実施機関の職員に属する財産でこれらの職員の個人的な使用又は消費に充てられるものの輸入及びその後の輸出に必要なすべての許可

4 政府は、事業のすべての参加者（事業の奨学金受給者を含む）が事業に關連するその任務を遂行することができるようにするため、必要な措置をとる。ただし、国際連合の特権及び免除に関する条約及び専門機関の特権及び免除に関する条約の適用を妨げない。

5 事業のすべての参加者（事業の奨学金受給者を含むものとし、日本国民を除く）は、日本国に入国すること、同国から出国すること及び研修

に必要な期間同国に滞在することを同国の法令に基づいて許可されるものとし、また、円滑に旅行するための便益を提供される。査証は、必要とされる場合には、遅滞なくかつ無償で発給される。

6 政府は、第三者が国連開発計画若しくは実施機関又はこれらの機関の要員に提起する請求を処理する責任を負うものとし、また、これらの機関又は要員がこの協定に基づく活動に起因する請求又は責任に關して損害を受けまいようにする。ただし、この協定の両締約者及び実施機関が、当該請求又は責任がこれらの要員の重大な過失又は悪意から生じたものであると合意した場合は、この限りでない。

第九条 紛争の解決

この協定から又はこの協定に關連して政府と国連開発計画との間に生ずる紛争であつて交渉により又は合意された他の解決方法によつて解決することができないものは、いづれか一方の締約者の要請があつた場合には、仲裁に付される。各締約者は、それぞれ仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人が第三の仲裁人を任命し、この第三の仲裁人が議長となる。仲裁が要請された後三十日以内にいづれか一方の締約者が仲裁人を任命しない場合は、二人の仲裁人が任命された後十五日以内に第三の仲裁人が任命されない場合には、いづれか一方の締約者は、国際司法裁判所長に対して仲裁人の任命を要請することができる。仲裁手続は仲裁人が決定し、仲裁の費用は仲裁人の定めるところによつて両締約者が分担するものとし、仲裁判断には、その基礎となつた理由を付するものとし、両締約者は、これを紛争の最終的裁定として受諾する。

第十条 一般規定

1 この協定は、国連開発計画事務局長が政府からこの協定を受諾する旨を表明する書簡を受領した日に効力を生じ、3の規定に基づいて終了するまで効力を有する。

2 この協定に規定のないすべての関連事項は、
両締約者が国際連合の關係機關の決議及び決定
で関連のあるものに從つて解決する。各締約者
は、他方の締約者がこの2の規定に基づいて提
起するいかなる提案に対しても十分かつ好意的
な考慮を払ふ。

3 この協定は、いずれか一方の締約者が他方の
締約者に行なう文書による通告によつて終了さ
せることができ、その通告が受領された後六十
日で終了する。

4 両締約者が第五条及び第七条の規定に基づい
て負う義務は、この協定の終了後も効力を有す
る。政府が第八条の規定に基づいて負う義務
は、国際開発計画及び実施機關の要員、資金及
び財産並びに事業のすべての参加者（事業の契
学金受給者を含む）の秩序ある撤去に必要な範
囲内において、この協定の終了後も効力を有す
る。

以上の証拠として、下名は、それぞれ日本国政
府の代表及び国際連合開発計画の代表として正当
に任命され、締約者のため、千九百六十九年九月
九日にニュー・ヨークでこの協定に署名した。

日本国政府のために

国際連合日本政府代表特命全權大使

鶴岡千賀

国際連合開発計画のために

国際連合開発計画事務局長

ポール・G・ホフマン

〔長谷川仁君登壇、拍手〕

○長谷川仁君 ただいま議題となりました条約三
件につきまして、外務委員会における審議の経過
と結果を御報告申し上げます。

まず、アフガニスタンとの文化協定は、わが国

とアフガニスタンとの間の文化交流を促進するた
め、諸種の便宜供与、教授、学生との交換の奨励等
について規定したものでありまして、従来わが国
が締結した他の文化協定とほぼ同様の内容のもの
であります。

次に、フィリピンとの航空協定は、わが国と
フィリピンとの間の定期航空業務を開通するた
め、業務の開始及び運営についての手続、条件を
規定するとともに、両国の航空企業間の運路線を
定めたものであります。

最後に、アジア統計研究所の設立運営協定は、
アジアの発展途上国の統計職員の研究を東京に
設立し、運営するため、日本政府と国際連合開発
計画とが共同してこれを援助することについての基本
条件を定めたものであります。

委員会における審議の詳細は会議録によつて御
承知願います。

四月二十三日、質疑を終え、別に討論もなく、
採決の結果、三件は、いずれも全会一致をもつて
承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

まず、日本国とアフガニスタン王国との間の文
化協定の締結について承認を求めるの件及び日本
国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務
協定の締結について承認を求めるの件全部を問題
に供します。両件を承認することに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 総員起立と認めます。よつ
て、両件は全会一致をもつて承認することに決し
ました。

○議長（重宗雄三君） 次に、アジア統計研究所の
設立及び運営のための援助に関する日本国政府と
国際連合開発計画との間の協定の締結について承
認を求めるの件を問題に供します。本件を承認す
ることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつ
て、本件は承認することに決しました。

○議長（重宗雄三君） 日程第七、行政管理庁設置
法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送
付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長西
村尚治君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に
掲載〕

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月十日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
行政管理庁設置法の一部を改正する法律
行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七
号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 アジア統計研究所の設立及び運営のた
めの援助に関する日本国政府と国際連合開発
計画との間の協定に基づき、アジア統計研
究所において行なわれる研修の実施に関する協
力を行なうこと。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔西村尚治君登壇、拍手〕

○西村尚治君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、内閣委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。

本法案は、ただいま承認されましたアジア統計
研究所の設立及び運営のための援助に関する日本
国政府と国際連合開発計画との間の協定に基づ
き、アジア統計研究所が東京に設置されること
になりましたので、同研究所において行なわれる研
修の実施に協力することを行政管理庁の所掌事務
に加えることを内容とするものであります。

委員会におきましては、アジア統計研究所設置
の経緯、同研究所の組織と研修内容、統計行政機
構のあり方、その他行政組織、定員管理など行政
改革に関する問題等について質疑が行なわれまし
たが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。
質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案
は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定
いたしました。

以上をもって御報告を終わります。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつ
て、本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 日程第八、国土調査促進特
別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）を議
題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長大
和与一君。

昭和四十五年四月二十四日 参議院會議録第十三号

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案
の特別措置法案

沖繩の弁護士資格等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する

四七八

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十五年三月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

法律

国土調査促進特別措置法(昭和三十一年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「国の機関」の下に「又は都道府県」を加え、同条第二号中「土地改良区」の下に「その他の政令で定める者」を加える。

第三条第一項中「低開発地域における工業の開発又は農地の有効利用若しくは開発その他土地の」を「及びその」に、「昭和三十八年度」を「昭和四十五年度」に改め、同条第二項中「国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する」を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔大和与一君登壇、拍手〕

○大和与一君 ただいま議題となりました国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国土調査促進特別措置法は、昭和三十七年議員提案によって成立し、国土調査事業について、昭和三十八年度以降十カ年計画を確立し、その画期的推進をはかったものであります。しかしながら、近年におけるわが国経済情勢の変化に伴い、国土

の開発、利用が急激な進展を見ております。よつて、政府は、昨年、昭和六十年を目途とする全国総合開発計画を策定しておりますが、今後の新たな国土開発を進めるために、その基礎となる国土調査を一そう充実する必要があります。今回改正案が提出されたものであります。

その概要は、一、現行の昭和三十八年度を初年度とする国土調査事業十カ年計画を改めて、昭和四十五年度を初年度とする新たな十カ年計画を定めること。一、対象事業として、新たに都道府県が行なう土地分類基本調査等を加えることとあります。

委員会における質疑の内容は會議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認められます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第九、沖繩の弁護士資格等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長小平芳平君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

沖繩の弁護士資格等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年四月七日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

沖繩の弁護士資格等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案

沖繩の弁護士資格等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、沖繩(沖繩県の区域とされたい地域をいう。以下同じ)の復帰が実現されることとなつたことに伴い、沖繩の法令の規定による弁護士となる資格を有する者(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定による弁護士となる資格を有する者を除く。以下同じ)等に対する本邦の弁護士資格等の付与等に関し、必要な措置を定めるものとする。

(資格の付与)
第二条 沖繩の法令の規定による弁護士となる資格を有する者で次の各号の一に該当するものは、司法試験管理委員会が本邦の裁判官、検察官又は弁護士として必要な学識及びその应用能力があるかどうかを判定するために行なう選考(以下「選考」という)を受けることができる。

一 政令で定める日において、沖繩の法令の規定による裁判官、検察官又は弁護士の一又は二以上にあつてその年数(沖繩の法令の規定による弁護士となる資格を得た後の年数に限る。)を遡算して三年以上になる者

二 前号に掲げる者のほか、沖繩の法令の規定による司法試験に合格した者で、政令で定める日までに本邦において司法修習生の修習と同一の修習課程を終えたもの

2 沖繩の法令の規定による弁護士となる資格を有する者で前項各号の一に該当しないもの又は

沖繩の法令の規定による司法修習生となる資格を有する者で、この法律の施行の日において引き続き一年以上沖繩に住所を有するものは、司法試験管理委員会が裁判官、検察官及び弁護士事務の実務に関する基礎的素養があるかどうかを判定するために行なう試験(以下「試験」という)を受けることができる。

3 試験に合格した者は、選考を受けることができる。

4 選考に合格した者は、その選考に合格したとき、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十七条第一項の規定による司法修習生の修習を終えたものとみなす。

(講習)
第三条 司法試験管理委員会は、前条第一項又は第三項に規定する者で選考を受けようとするものために、本邦の法令並びに裁判官、検察官及び弁護士事務の実務に関する講習(以下「講習」という)を行なうものとする。

(選考の実施等)
第四条 選考、試験及び講習は、沖繩が復帰するまでの間に限り、行なうものとする。

2 選考及び試験の合格者は、司法試験管理委員会が定める。

3 司法試験管理委員会は、不正の手段によつて選考若しくは試験を受け、又は受けようとした者に対して、合格の決定を取り消し、又はその選考若しくは試験を受けることを禁止することができる。

4 前二条及びこの条に規定するもののほか、選考、試験及び講習に関して必要な事項は、政令で定める。

(司法試験管理委員会の所掌事務の臨時特例)
第五条 司法試験管理委員会は、沖繩が復帰するまでの間、司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)第十二条に規定する事項のほか、選考、試験及び講習に関する事項を行なうものとする。

(規則の制定)

第六条 司法試験管理委員会は、この法律及びこれに基づき政令に定めるもののほか、選考、試験及び講習の実施に必要な細則について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。

(暫定措置)

第七条 沖縄の復帰の日の前日において沖縄の法令の規定による弁護士である者(弁護士法の規定による弁護士となる資格を有する者を除く)は、沖縄の復帰の日から起算して五年間に限り、政令で定めるところにより、沖縄において、同法第三条に規定する事務を行なうことができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の二の次に次の一号を加える。

十二の二 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する事項

第十三条の十三中「司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)」の下に「及び沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法(昭和四十五年法律第 号)」を加える。

【小平芳平君登壇、拍手】
○小平芳平君 たいま議題となりました沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案につき、法務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

【審議の経過と結果を御報告いたします】

この法律案は、沖縄の復帰に備えて行なわれる本土と沖縄との免許資格の一体化施策の一環として、弁護士資格等の一体化に関する特別措置を定めようとするものであります。

すなわち、弁護士等の資格については、沖縄と本土とで、その取得の要件がかなり異なっていること等の理由から、本土の弁護士等の資格を与え

る方法として、一定の要件のもとに選考及び試験を司法試験管理委員会が行なうこととし、選考を受けようとする者のために、一定の講習を行なうこととしたしております。選考を受けなかった者またはこれに合格しなかった者で、沖縄において弁護士の登録をしている者については、沖縄復帰の日から五年間に限り、沖縄において弁護士事務を行なうことができることとしたしております。

委員会においては、沖縄の司法試験の内容、復帰に際して選考及び試験を行なうことの妥当性、本土において委託講習を終えた者の地位と選考制度の関係、沖縄における五年間の期限つき、地域制限つき弁護士の性格、具体的権限内容等につき質疑がなされましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(重宗雄三君) 別々に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十、沖縄住民の国政参加特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長長徳永正利君。

【審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載】

沖縄住民の国政参加特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十五年四月二十三日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長に対し通知しなければならない。同条の選挙により選挙された者がその資格を失つた旨の通知を受けたときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、第三条の規定による衆議院議員又は参議院議員がその資格を失つたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、政令で定める日から施行する。

2 衆議院議員の定数は、公職選挙法第四条第一項及び同法附則第二項の規定にかかわらず、当分の間、四百九十一人とする。

3 参議院議員の定数は、公職選挙法第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、二百五十二人とする。

4 この法律の施行後最初に行なわれる第二条の選挙により選挙された者で第三条の規定により衆議院議員又は参議院議員となるものの任期は、当該衆議院議員又は参議院議員となる際に在職する衆議院議員又は参議院議員の任期による。この場合において、参議院議員となる者の任期は、その得票数の多い者については当該参議院議員となる際に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が長い者の任期に、その得票数の少ない者については当該参議院議員となる際に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が短い者の任期による。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約九千万円の見込みである。

昭和四十五年四月二十四日 参議院会議録第十三号

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案 沖縄住民の国政参加特別措置法案 四七九

昭和四十五年四月二十四日 参議院會議録第十三号 沖縄住民の国政参加特別措置法案 地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

長山内一郎君。

四八〇

り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

(基金を廃止する場合の取扱ひ)

10 基金を廃止する場合の取扱ひについては、

第二十八條の二第二項に規定する納付金を納付した地方公共団体の意見を尊重して、別に法律をもつて処理されるべきものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔山内一郎君登壇、拍手〕

○山内一郎君 たいま議題となりました地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、地方公共団体が行なう公営競技の収益の均てん化をはかることに、地方公営企業の経営の健全化に資するため、公営競技を施行する地方公共団体から、その収益の一部を公営企業金融公庫に納付させることとし、この納付金をもつて公庫に公営企業健全化基金を設け、その活用によつて生ずる収益を、公営企業の企業債の利子負担の軽減に充てようとするものであります。

委員会におきましては、公営競技に対する政府の基本的な考え方、公営競技の収益の均てん化等について質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつ

掲載〕

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十五年四月七日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律

を改正する法律

(地方財政法の一部改正)

第一条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十二條の次に次の一條を加える。

(公営競技を行なう地方公共団体の納付金)

第三十二條の二 地方公共団体は、昭和四十五年

年度から昭和五十四年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行なうときは、

公営企業に係る地方債の利子の軽減に資するため資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちか

ら、その所得金又は売上金の額に百分の一以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を公営企業金融公庫に納付するものとする。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第二条 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律

第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

(役員欠格事項)

第十三條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができな

ない。

第二十八條の次に次の三條を加える。

(基金の設置)

第二十八條の二 公庫に、地方債の利子(第十

九条第一項第一号又は同条第二項の規定による資金の貸付けに係る利子をいう。第二十八

條の四において同じ。)の軽減に資するため公

営企業健全化基金(以下「基金」という)を置く。

2 公庫は、地方財政法(昭和二十三年法律第

百九号)第三十二條の二の規定による納付金

の納付を受けたときは、これを基金に充てな

ければならない。

(区分経理)

第二十八條の三 基金に係る経理については、

政令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

(基金の管理)

第二十八條の四 基金に属する現金は、地方公

共団体に対する資金の貸付けに充てるものと

する。

2 前項に規定する資金の貸付けその他基金の

運用により生ずる収益は、政令で定めるところにより、地方債の利子の軽減に要する費用に

充てなければならない。この場合において、

当該収益の額から地方債の利子の軽減に充て

た金額を差し引いてなお剰余があるときは、

これを基金に組み入れなければならない。

3 基金は、取りくずしてはならない。ただ

し、前項に規定する収益の額が地方債の利子

の軽減に充てる金額に不足する場合において、

同項の規定により組み入れられた額を限度として当該不足額をうめるときは、この限

りでない。

附則中第十項から第十九項までを一項ずつ繰

て、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 安井 謙君

議員
原田 立君 峯山 昭範君
山田 勇君 青島 幸男君
塩出 啓典君 藤原 房雄君
中沢伊登子君 山高しげり君
市川 房枝君 三木 忠雄君
内田 善利君 沢田 実君
高橋雄之助君 矢追 秀彦君
阿部 憲一君 浅井 亨君
中尾 辰義君 松下 正寿君
楠 正俊君 奥村 悦造君
上林繁次郎君 田代富士男君
宮崎 正義君 田淵 哲也君
片山 武夫君 伊藤 五郎君
後藤 義隆君 二宮 文造君
多田 省吾君 渋谷 邦彦君
山田 徹一君 高山 恒雄君
横山 フク君 鈴木 一弘君
柏原 ヤス君 白木義一郎君
小平 芳平君 村尾 重雄君
小山邦太郎君 寺尾 豊君

植竹 春彦君 山崎 五郎君
山崎 竜男君 山本敬三郎君
若林 正武君 渡辺一太郎君
矢野 登君 安田 隆明君
増田 盛君 長屋 茂君
永野 鎮雄君 中山 太郎君
西村 尚治君 八田 一朗君
平泉 渉君 柳田桃太郎君
山内 一郎君 佐藤 隆君
岡本 悟君 高橋文五郎君
岩動 道行君 河口 陽一君
任田 新治君 近藤英一郎君
船田 謙君 吉江 勝保君
大竹平八郎君 柴田 栄君
堀本 宜実君 津島 文治君
植木 光教君 鍋島 直紹君
青柳 秀夫君 小枝 一雄君
山下 春江君 前田佳都男君
平島 敏夫君 森 八三一君
徳永 正利君 木内 四郎君
西郷吉之助君 新谷寅三郎君
井野 碩哉君 上原 正吉君
古池 信三君 杉原 荒太君
初村瀧一郎君 内田 芳郎君
黒木 利克君 菅野 儀作君
土屋 義彦君 高田 治運君
玉置 猛夫君 大松 博文君
鈴木 省吾君 小林 国司君

園田 清充君 山本茂一郎君
中津井 真君 林田悠紀夫君
鬼丸 勝之君 佐田 一郎君
大森 久司君 和田 鶴一君
中村喜四郎君 玉置 和郎君
沢田 一精君 二木 謙吾君
長谷川 仁君 源田 実君
鹿島 俊雄君 丸茂 重貞君
木村 睦男君 青田源太郎君
井川 伊平君 金丸 富夫君
櫻井 志郎君 村上 春蔵君
田中 茂穂君 江藤 智君
劔木 亨弘君 山本 利壽君
八木 一郎君 田口長治郎君
三木與吉郎君 平井 太郎君
石原幹市郎君 吉武 恵市君
松平 勇雄君 那 祐一君
重政 庸徳君 高橋 衛君
迫水 久常君 宮崎 正雄君
亀井 善彰君 上田 哲君
松本 英一君 上田 稔君
長田 裕二君 安永 英雄君
竹田 四郎君 杉原 一雄君
栗原 祐幸君 川上 為治君
温水 三郎君 森 勝治君
鈴木 力君 中村 波男君
山本 杉君 谷口 慶吉君
米田 正文君 木島 義夫君

佐野 芳雄君 林 虎雄君
西村 関一君 大森 創造君
小林 武治君 塚田十一郎君
鈴木 強君 占部 秀男君
森 元治郎君 小柳 勇君
斎藤 昇君 増原 恵吉君
赤間 文三君 廣瀬 久忠君
近藤 信一君 大和 与一君
森中 守義君 阿貝根 登君
須藤 五郎君 渡辺 武君
春日 正一君 河田 賢治君
岩間 正男君 達田 龍彦君
戸田 菊雄君 竹田 現照君
村田 秀三君 大橋 和孝君
沢田 政治君 松井 誠君
瀬谷 英行君 吉田忠三郎君
松本 賢一君 野上 元君
千葉千代世君 武内 五郎君
北村 暢君 横川 正市君
中村 英男君 秋山 長造君
永岡 光治君 亀田 得治君
小林 武君 大矢 正君
足鹿 覺君 加藤シヅエ君
羽生 三七君

衆議院議員 渡海元三郎君
内閣総理大臣 佐藤 榮作君
閣議大臣

法務大臣 小林 武治君

外務大臣 愛知 揆一君

大蔵大臣 福田 赳夫君

厚生大臣 内田 常雄君

運輸大臣 橋本登美三郎君

労働大臣 野原 正勝君

建設大臣 根本龍太郎君

自治大臣 秋田 大助君

国務大臣 荒木萬壽夫君

国務大臣 佐藤 一郎君

国務大臣 山中 貞則君

〔第十号参照〕

審査報告書

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月七日

法務委員長 小平 芳平

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員等に対して支給する旅費の定額の改定等にかんがみ、訴訟費用臨時措置法の規定による証人等の日当、宿泊料、車賃等の最高額を増加しようとするものであつ

て、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和四十五年度一般会計予算に一億三千二百九万五千円が計上されている。

審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月七日

地方行政委員長 山内 一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、年々増加の傾向にある交通事故の防止を図り、あわせて交通の安全と円滑を図るため、酒気帯び運転に関する規制及び罰則を強化し、悪質な運転者に対する運転免許取消し後の欠格期間を延長することができることとし、並びに、少年に対し、交通反則通告制度を適用するとともに、新たに歩行者の安全及び駐車等の規制の勵行等を職務とする交通巡視員制度を設けること等を内容とするもので妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、交通事故死傷者の激増と、交通公害により、国民生活が不当に侵害されている実情にかんがみ、人命尊重の立場から、交通環境の整備、自動車排気ガスの規制、交通安全教育の普及徹底、交通労働者の労働環境の向上、救急医療施設の整備等、総合的な交通安全施策の強力な推進を図るべきであるが、なかんずく、本法施行に当り、次の諸点に留意して万全の措置を講ずべきである。

一、酒気帯び運転をするおそれのある者に酒類を提供し、飲酒をすすめることの禁止措置は、営業者のみならず、一般市民に指導徹底させるよう実効ある方途を講ずること。

一、少年運転者に対する安全教育について、指導の徹底を期すること。

一、交通巡視員制度の運用に当つては、取締りに偏しないことはもちろん、歩行者、運転者への安全指導を懇切に行なうこと。

右決議する。

審査報告書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月七日

社会労働委員長 佐野 芳雄

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図るため、その維持管理に関し、環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置についての基準を定めるとともに、建築物環境衛生管理技術者制度を設ける等を内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

検疫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月七日

社会労働委員長 佐野 芳雄

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、世界保健総会において国際保健

規則が採択されたのに伴い、検疫伝染病から発しんチフス及び回帰熱を除くこととするともに、検疫の効率的な実施を図るため、検疫所長の権限を拡大する等の改正を行なうものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月七日

内閣委員長 西村 尚治

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、日当、宿泊料および食料の定額を内国旅行において約四〇%、外国旅行において約一五%引き上げるとともに、移転料の定額を内国旅行において約三五%ないし二五%、外国旅行において約三五%引き上げようとするもの等であつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律施行に要する経費は、昭和四十五年度において一般会計三六億一千万円、特別会計一七億四千万円である。

附帯決議

一、物価、公共料金等経済情勢および社会情勢の変化に即応して、時期を失することのないよう旅費の改正に努めること。

一、内国旅行における甲乙両地方の区域区分については、最近の宿泊料金の実情にかんがみ、その格差の解消の方向に努力する等実態に即するよう措置すること。

一、移転料については、実費弁償を建前として、等級区分の縮小等制度の合理化を図ること。右決議する。

審査報告書

ガス事業法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月七日

商工委員長 村上 春蔵

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ガスが著しく普及している現状

にかんがみ、一般ガス事業者及びそのガス工作物に関する保安規制を実情に即して強化するとともに、ガス用品の製造販売についても取締りを行なうこととし、また、一般消費者に対する液化石油ガスの導管による供給事業の一部を新たに簡易ガス事業として公益事業規制を行なおうとするものであつて、ガスの使用者の利益の増進とガスによる災害の防止を図るための措置として妥当なものと認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

空港整備特別会計法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月七日

大蔵委員長 栗原 祐幸

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、空港整備法に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの設置、改良、災害復旧、管理等に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであつて、おおむね妥

当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴い、昭和四十五年度空港整備特別会計予算に歳入、歳出予定額百八十四億七千百五十三万四千円が計上されている。

附帯決議

政府は、本特別会計設置を機会に、空港整備事業等が一層促進されるよう、次の諸点の実現に努力すべきである。

一、空港整備に関する新計画を速やかに樹立し、その実施を確実にするため、財源確保に万全を期すること。

二、航空機輸送のふくそう化に対処するため、空港における保安・管制体制の近代化及び税関等出入国関係諸機関の機能の向上を図ること。

三、航空機による事故及び犯罪並びに公害の未然防止のため、関係各省協力して遺憾のないよう措置すること。

右決議する。

審査報告書

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月七日

大蔵委員長 栗原 祐幸

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、開発途上にある外国の政府等に対する経済及び技術協力を効果的に実施するため、政府が譲与等を行うことができるものとして、物品のほか、船舶、建物等を追加することにも、その譲与等を行うことができる国際機関の範囲を拡張しようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴う費用は別に特定されていないが、経済技術協力に要する経費として、昭和四十五年度一般会計予算に百十七億二百七十四万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、開発途上国等に対する経済及び技術協力の重要性にかんがみ、次の諸点の実現に努力すべきである。

一、経済及び技術協力については、長期的視野に立つて、先進供与国との調整を図りつつこれを実施し、物品等の譲与については、その範囲を拡大するとともに、相手国等の意向に沿うよう配慮すること。

二、政府ベースの技術協力には一層意を用い、とくにわが国からの技術指導員の派遣及び開発途上国からの研修生、留学生の受入れに対しては、その処遇等に万全を期するよう措置すること。

右決議する。

審査報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月七日

大蔵委員長 栗原 祐幸

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資額が増額されることとなるのに伴い、出資額に関する規定を改めるとともに、国際通貨基金に対する出資を外国為替資金特別会計の負担において行なうこととする等の措置を講じ、その他所要の規定の整備を図ろうとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

国際通貨基金への出資分として、四百四十四億六千万円、金地金購入取扱費一億一千五百九十五万六千円が昭和四十五年度外国為替資金特別会計予算に計上され、国際復興開発銀行への出資分として九億八千二百五十七万円が昭和四十五年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及

び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月七日

外務委員長 長谷川 仁

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、わが国とマレーシアとの間の現行の二重課税防止条約を廃棄し、現状に即した両国間の課税関係を定める新たな協定として作成調印されたものである。

この協定の締結により両国間の経済、技術及び文化交流は一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避の

ための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年四月七日

外務委員長 長谷川 仁

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、わが国とオランダとの間で所得に対する二重課税の回避について取り決めることを目的とし、相手国に支店等の恒久的施設を有する企業の利得に対する相手国の課税制限、船舶及び航空機の運利用得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、短期滞在者、教授、学生等の受け取る報酬、手当等に対する課税免除等の措置を定めるとともに、それぞれの国内税法に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。この条約の締結により両国間の経済、技術及び文化交流は一層促進されるものと期待されるもの

で、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

昭和四十五年四月二十四日 参議院會議録第十三号

四八六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
(送料別)

發行所

東京都港区赤坂葵町一番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)